

2021年1月25日

東洋英和女学院大学大学院

緊急事態宣言期間中（1月26日以降）の大学院の入構について

【基本方針】

緊急事態宣言期間中、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大学院の入構を自粛すること。ただし、利用条件を限定し、徹底的な感染防止を行いながら、大学院諸施設の利用を一部認める

【共通事項】

1. 期間

2021年1月26日（火）から緊急事態宣言の延長の有無にかかわらず、大学から解除指示があるまでの期間とする

2. 入構の自粛

**2021年1月26日(火)から大学から解除指示があるまでの期間、
以下の場合を除き、大学院への入構は自粛すること**

3. 大学院諸施設利用を認める場合

- (1)オンライン授業を大学院で受講
 - (2)修士論文の作成および提出
 - (3)中間報告の作成および提出
 - (4)各種証明書の申請および受領
 - (5)その他、大学院事務室に申し出て、許可を得た場合
 - (6)大学院図書室およびこころの相談室に申し出て、許可を得た場合
- ※(1)～(5)いずれも6(2)を参照し、大学院事務室の利用許可を得ること

4. 利用が許可された場合の利用時間

平日 14:00～20:00 土曜日 9:00～16:30

※利用時間の制限はないが、長時間の場合は許可しないことがある
可能な限り短時間の利用とすること

5. 利用対象者

大学院生、科目等履修生、専任教職員、非常勤講師
外部の方の施設利用は認めない

6. 利用上の注意

- (1)入構時に検温し入構管理表に体温を記入する
37.5 度以上の発熱、咳、倦怠感等の症状がある方は利用できない
- (2)利用する前日の 15 時（月曜日利用の場合は土曜日の 15 時）までに、大学院生 HP の教室予約申請 Form で送信または利用日時、利用施設、利用目的を記載したメールを大学院事務室に送信し、事前の許可を求める
大学院事務室は、事前予約名簿を守衛に提出
守衛は、入構時に事前予約名簿で確認をし、大学院事務室へ入構したことを連絡する
- (3)来学時に 1 階玄関で手指のアルコール消毒を行う
- (4)必ずマスクを着用する
- (5)利用施設では換気を必ず行う
- (6)人との間隔は 1m～2m 以上の距離を保つ
- (7)退校時は、必ず守衛に帰ることを告げる。同時に守衛は大学院事務室へ連絡する

7. 利用可能施設

- (1)一般教室
- (2)コンピュータ室
- (3)院生研究室
- (4)教員研究室

以 上